

令和9年度玉川村職員（大学卒程度）採用候補者試験公告

令和8年4月24日

玉川村職員（大学卒程度）採用候補者試験を次により行います。

玉川村長 須 金 泰 一

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	行政
採用予定人員	若干名

2 受験資格

平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。（学歴は問いません。）

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の方法

(1) 第1次試験

①教養試験～職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

②適性検査～上記試験終了後に適性検査を実施します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験及び小論文等の試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験会場	発表
第1次試験	令和8年 7月12日（日）	受付（9:00～9:30） 教養試験（10:00～12:00） 試験終了後、午後から適性 検査を実施します。	福島市金谷川1番地 「福島大学」	令和8年8月上旬 玉川村役場掲示場に合格 者番号を掲示するほか合 格者に通知します。
第2次試験	第1次試験合格者に別途通知します。			

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に村長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として、1年間です。
- (2) 初任給は本村の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、玉川村役場総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「大学卒程度試験申込用紙請求」と書いて、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、玉川村役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は、その封筒に赤で「大学卒程度試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付してください。なお、110円切手を貼った自分宛の封筒を同封してください。持参する場合には、110円切手を貼った自分宛の封筒を持参してください。内容を確認後、受験票を郵送します。
- ② 受験票の写真欄に、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）1枚を貼って、受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

令和8年5月13日（水）から令和8年6月12日（金）まで（執務時間中に限ります。）

郵便による申込書提出の場合は、6月10日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻する恐れがありますので、公共交通機関を利用してください。
- (3) この試験に関し不明な点は、玉川村役場総務課に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。
- (4) 1次試験の際、昼食は各自で準備願います。
- (5) 職員採用候補者試験については、村ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。